

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

財産を贈与するときの評価額と負担付贈与との関係

Q 私は相続対策として、子供たちに財産を贈与しようと思いますが、保有している財産は現預金以外に、不動産やゴルフ会員権などがあります。どの財産を贈与するのが、効果的でしょうか？

解説

土地や建物などの不動産やゴルフ会員権を贈与したときの評価は**相続税評価額**となります。そのため、同じ額を現預金で贈与するより、オトクになります。

1. 財産の種類と贈与したときの評価額

贈与税を計算するときの財産の価額は、通常取引価額を使うのではなく、**相続税評価額**により計算します。通常取引価額が1000万円である場合、それぞれの財産の相続税評価額は下記となります。**相続税評価額が低い財産を贈与したほうが、もらった側の贈与税負担額は少なくなるので、有利となります。**

財産の種類	相続税評価額
現預金	1000万円
不動産	700~800万円
ゴルフ会員権	700万円

2. 負担付贈与

負担付贈与とは、財産をもらう側に借金などの一定の債務を負担させることを条件にした財産の贈与をいいます。個人から負担付贈与を受けた場合は贈与財産の価額から負担額を控除した価額に課税されることとなります。

この場合の課税価格は、贈与された財産が**土地や家屋、構築物などである場合は**、その贈与の時における**通常取引価額**に相当する金額から負担額を控除した価額によります。

また、贈与された財産が**上記の財産以外のものである場合は**、その財産の**相続税評価額**から負担額を控除した金額となります。

例えば、親から子に1000万円の不動産もしくは1000万円のゴルフ会員権を500万円の負債と一緒に贈与した場合の贈与税の違いは下記となります。

不動産の負担付贈与	$(1000万円 - 500万円) \times 20\% - 30万円 = 70万円$
ゴルフ会員権の負担付贈与	$(700万円 - 500万円) \times 10\% = 20万円$

要するに…

贈与をするときは現金よりも不動産やゴルフ会員権などでする方が有利です。しかし、負担付贈与の場合は、不動産で行うとそのメリットがなくなってしまうので気を付けましょう